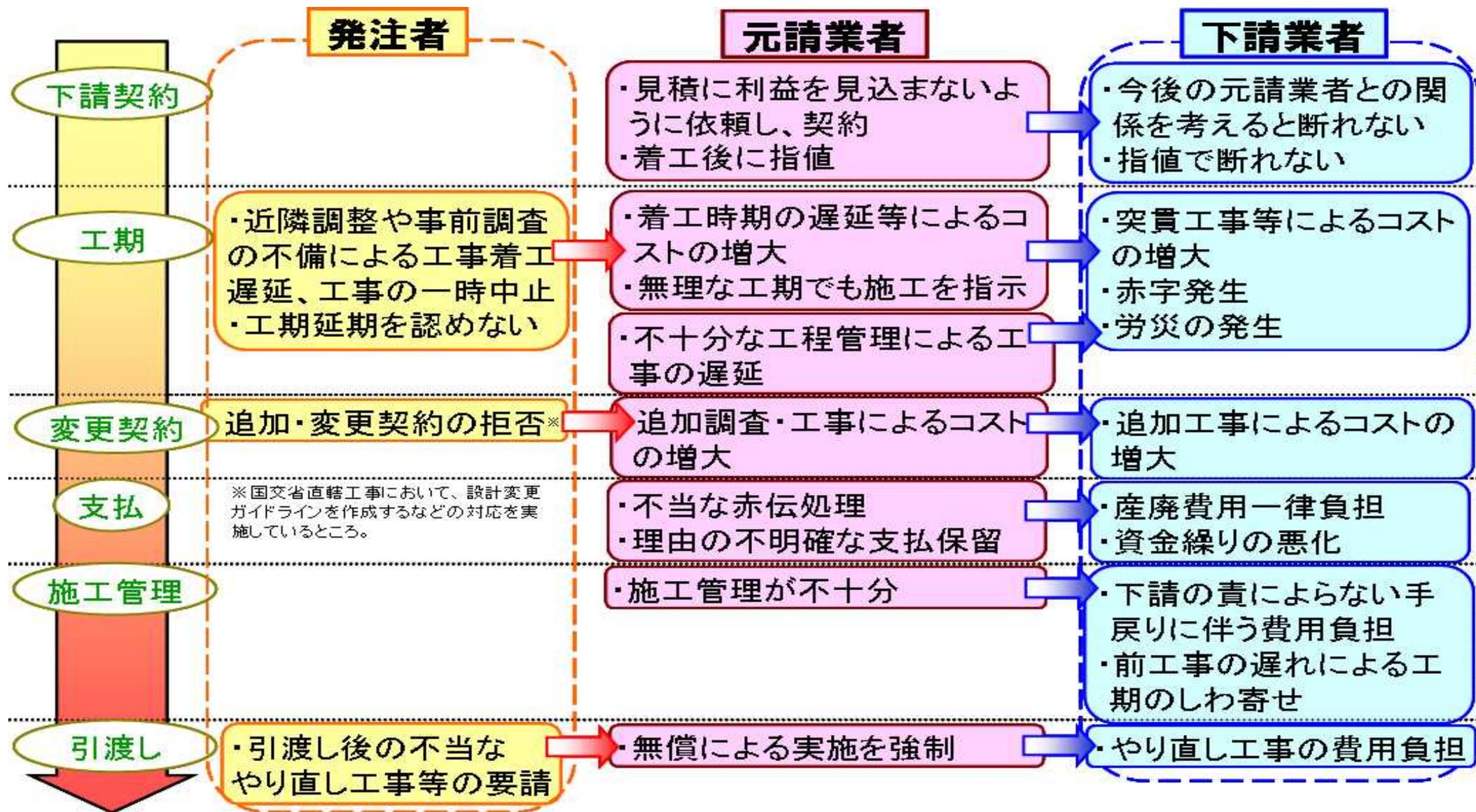


建設現場における建設業法令遵守



公正な競争基盤の確立のため、元請企業による下請企業への不当なしわ寄せとなる行為を法律により規制

建設業法の制定

▶ 請負契約の原則（法第18条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。



対等な立場

👉 ポイント

「建設工事の請負契約の当事者」には、建設業者だけでなく、**注文者（発注者）**も含まれます

➤ 請負契約の内容（法第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、前条（法第18条）の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- ① 工事内容
- ② **請負代金の額**
- ③ 工事着手・工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

**契約書に記載しなければならない事項14項目。
見積依頼時にも、②請負代金を除いた13項目が必要。**

➤ 建設工事の見積り等（法第20条【抜粋】）

- ① 工事内容に応じ、工事の種別毎に材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
- ② 注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。
- ③ 建設工事の注文者は、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

建設業法施行令第6条（建設工事の見積期間）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① 予定価格が500万円に満たない工事 | 1日以上 |
| ② 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事 | 10日以上 |
| ③ 予定価格が5,000万円以上の工事 | 15日以上 |

（ただし、②③については、やむを得ない事情があるときは5日以内で短縮が可能。）

▶ 無許可業者との契約

建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請負契約を締結すること。

無許可業者と下請負契約を締結した建設業者は、**建設業法第28条第1項第6号に基づき営業停止等の監督処分**の対象となります。

【参考】 無許可業者との請負契約の事例

例1) 変更で500万円を超えてしまった

当初契約時は500万円未満であったことから軽微な工事扱いとなるため、許可を持たないA社と契約を締結したが、追加工事が発生したため、結果的に500万円を超える請負契約を締結した。

例2) 材料等の価格を合算したところ、500万円を超えていた

機器据付費150万円+機械製造費400万円=500万円を超えるため許可が必要にも係わらず、工事部分が機器据付のみであることから許可不要と誤認し、請負契約を締結した。

例3) 下請業者が必要な許可を持っていなかった

下請業者が許可を取得していると誤認し、実際には許可を有していない業種について、500万円を超える請負契約を締結した。

➤ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者等（主任技術者を含む。以下同じ。）は、専らその工事へのみ従事しなければならないが、同時に他の工事に従事することは、**建設業法第26条第3項に違反**します。

➤ 営業所の専任技術者が監理技術者等として従事

営業所の専任技術者は、専ら営業所において建設業の営業業務に従事する必要があります。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号又は第15条第2号及び第26条第3項に違反**します。

➤ 出向者や他社の従業員を監理技術者等として配置

工事に配置される監理技術者等は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは、原則として、**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条第1項又は第2項に違反**します。

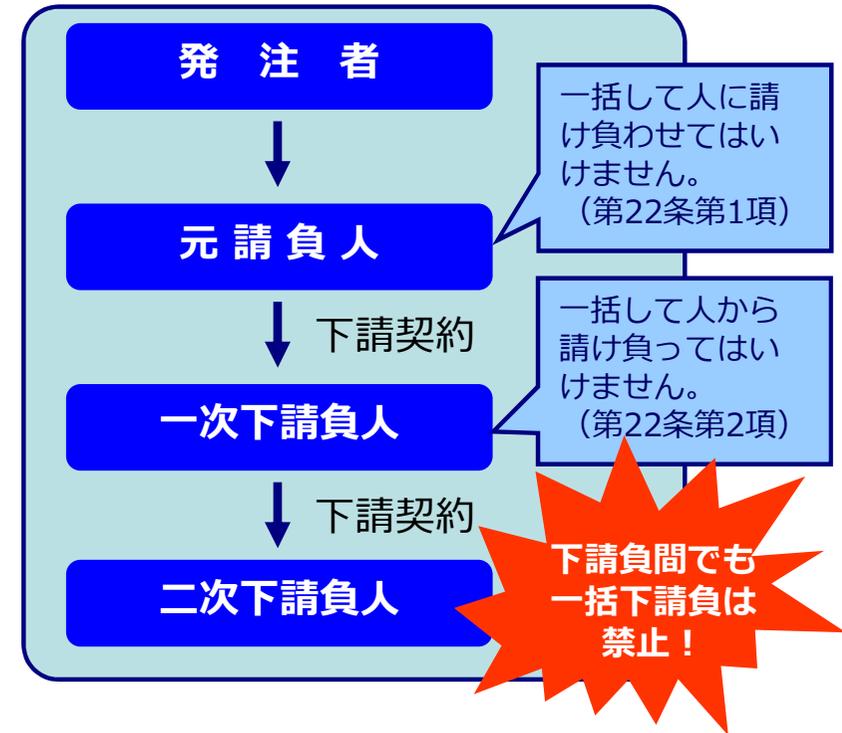
（企業集団確認書による認定を受けている場合等を除く。）

工事の一括下請負(丸投げ)禁止 (法第22条)

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く



一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。
ただし、一定の民間工事（共同住宅を新築する工事）については、一括下請が全面禁止されています。

一括下請負禁止の明確化について

○「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的な元請・下請の役割については以下のとおりです。

(関連通知：「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付国土建第275号）」)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

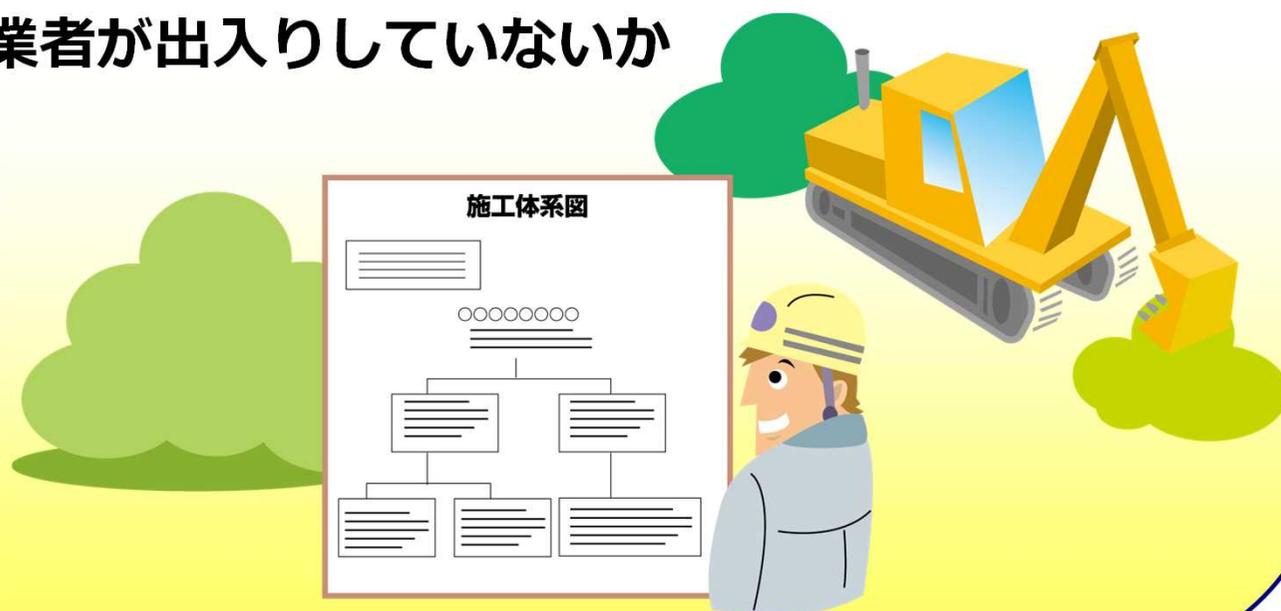
◇施工体制台帳のチェックポイント [公共工事]

- ① 施工体制台帳が適切に作成され、発注者に提出されているか
- ② 請負業者（元請）の建設業許可は特定建設業者の許可か
一般建設業者の場合、下請金額が4000万円未満か
- ③ 監理技術者又は主任技術者の国家資格等は適切か
- ④ 施工体制台帳に添付すべき資料が添付されているか
- ⑤ 下請業者の建設業許可や主任技術者は適切か
- ⑥ 社会保険等に未加入の下請業者はいないか
- ⑦ 外国人建設就労者の従事の様子は記載されているか
- ⑧ 再下請負通知書に添付すべき資料が添付されているか



◇施工体系図のチェックポイント [公共工事]

- ① 下請業者は不明確な施工体系となっていないか
- ② 安易な重層下請になっていないか
- ③ 主任技術者等は適切に配置されているか
- ④ 施工体系図に記載のない業者が出入りしていないか



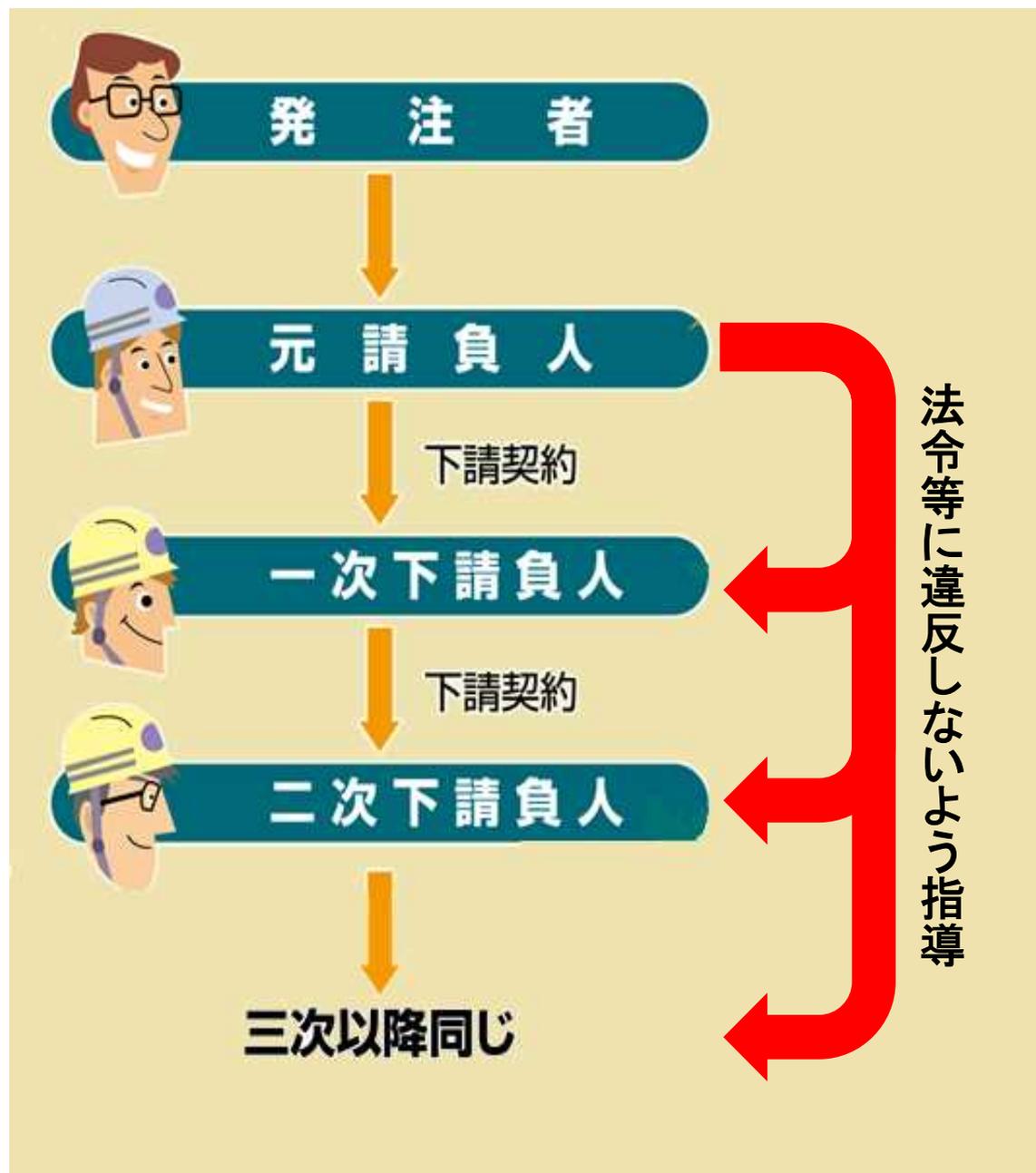
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（元請）は、

建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、

- ①建設業法
- ②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成法等）
- ③建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

の規定で政令で定めるものに違反しないよう

当該下請負人の指導に努める
ものとする。



1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の10項目について、

ア. 留意すべき建設業法上の規定を解説 イ. 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示 (建設業法第20条第3項)
2. 書面による契約締結【書面の交付等 (下請法第3条)】
 - 2-1. 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)
 - 2-2. 追加・変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3) 【H20.9改訂】
3. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3) 【買ったたきの禁止 (下請法第4条I⑤)】
4. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
5. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4) 【購入・利用強制の禁止 (下請法第4条I⑥)】
6. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3) 【不当な内容の変更、やり直し禁止 (下請法第4条II④)】
7. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項) 【減額の禁止 (下請法第4条I③)】
8. 工期 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
9. 支払保留 (建設業法第24条の3、第24条の5) 【支払代金の期日 (下請法第2条の2) 等】
10. 長期手形 (建設業法第24条の5第3項) 【割引困難な手形の交付禁止 (下請法第4条II②)】
11. 帳簿の備付け及び保存 (建設業法第40条の3) 【書類等の作成保存 (下請法第5条)】

※ 上記は類似の規制を示したものであり、同じ内容ではないことに留意。

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 12-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 12-2 社会保険・労働保険について (社会保険等への加入) 【H24.7改訂】
- 12-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化) 【H26.10改訂】

背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○関係法令の改正

建設業法施行令が改正され、物価上昇及び消費税増税等を踏まえ、施工体制台帳の作成等を要する金額要件を引き上げ。

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

○関係法令の改正への対応

平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正内容を反映させるため、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。

最新の建設業法関連通達、ガイドライン、マニュアルは、国交省のホームページにて御確認下さい。

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

組織別一覧 50音順



土地・建設産業ページ

建設業関係

- **建設産業トップ**
- **建設業の許可** / 経営事項審査
- 入札契約制度
- 法令遵守 / ガイドライン等
- 建設工事紛争審査会
- 労働・資材対策
- 建設関連業 / 専門工事業等
- 事業協同組合制度
- 建設マスター
- 建設業者団体による担い手の育成及び確保の取組について

【関係課】建設業課、建設市場整備課

コンテンツ

- **建設業の許可**
- 品確法・建設業法・入契法等の改正について
- 「平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す建設業者の皆様への重要なお知らせ」(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保)
- 経営事項審査
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度(JV)
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- もっと女性活躍できる建設業へ向けた取組
- **所管法令・通達一覧**
- **建設業法令遵守**
- 審議会・研究会報告等
- 建設工事標準請負契約約款
- **ガイドライン・マニュアル**
- 統計・データ

建設業トップページ

建設業法令遵守ページ

建設業法令遵守

- 建設業法令遵守ガイドライン
- 駆け込みホットライン
- 監督処分基準について
- 下請取引等実態調査
- 「建設業取引適正化推進月間」について
- 関係通達等
- 建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム
- 建設業フォローアップ相談ダイヤル(旧:新労務単備フォローアップ相談ダイヤル)
- 建設産業における消費税の転嫁対策について
- 建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止について

建設業の社会保険加入対策

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



- 地震直後より熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施（熊本県建設業協会）



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献

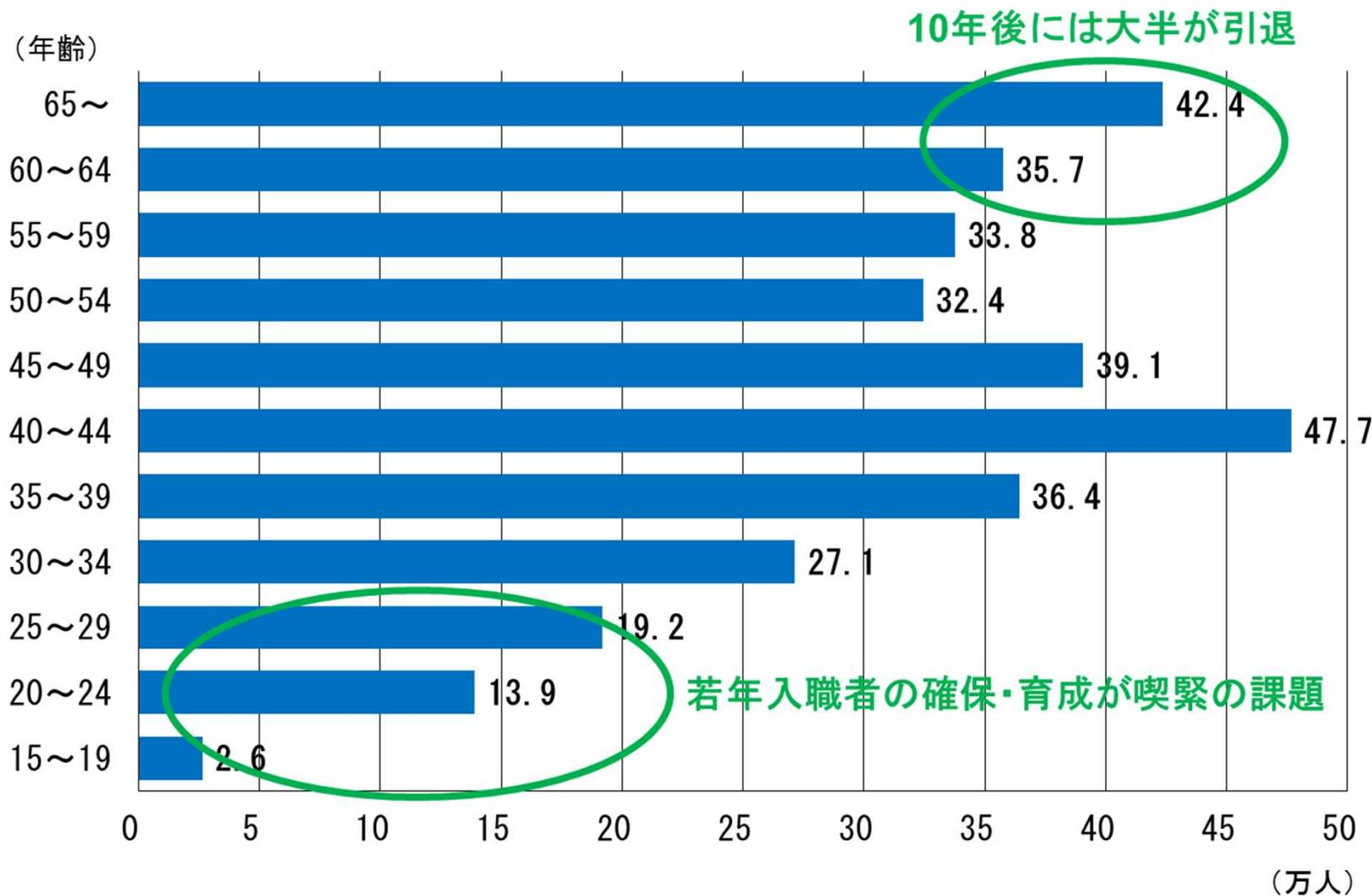


▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

技能労働者の3割を占める高齢者の大半は、10年後には引退の可能性



出所:総務省「労働力調査」

賃金

雇用の安定・人生設計

○ 適切な賃金水準の確保

- ・ 公共工事設計労務単価の適切な設定・・・6年連続の単価アップ

○ 安定的な仕事量の確保

- ・ 施工時期等の平準化(※)の推進(4-6月期の仕事量の確保)
 - ゼロ国債や2カ年国債を活用
 - 地方公共団体の先進的な取組を事例集として公表(H28.4)

○ 担い手3法(建設業法・品確法・入契法)の趣旨の徹底

- ・ 建設業者が賃金の元手となる適正利潤を確保できるよう、歩切りの根絶やダンピング対策の強化等を実施

○ 社会保険の加入促進

- ・ 国土交通省直轄工事において、下請企業を社会保険加入業者に限定するなどの取組を実施

○ 建設キャリアアップシステムの構築 (※官民で準備作業中(参加団体:日建連、全建、全建総連等))

- ・ 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積するシステムの構築
- ・ 資格、就業履歴を適切に評価できることで処遇の改善、就業機会の増加につながる

労働時間・休暇

職場環境・人材育成

○ 週休2日モデル工事の更なる拡大

- ・ H26年度から週休2日モデル工事を実施
- ・ 都道府県発注工事でも同様の取組が行われるよう働きかけを実施

○ 女性の活躍の推進

- ・ 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動への支援や、経営者向けの研修を通じて、女性も働きやすい職場環境を整備
(例) 女性同士の交流会を通じ、経営者等へ職場環境の改善を提言
メーカーと連携し、女性目線から負担軽減につながる保護具を開発

○ 建設現場の生産性向上(i-Construction)

- ・ 測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用することで、測量・施工などの作業を効率化、検査書類・日数を大幅に削減し、長時間労働の抑制や休暇の拡大等の実現を目指す

○ 職場環境の改善

- ・ 建設現場の仮設トイレについて、直轄工事では快適トイレ(女性も活用しやすいトイレ)の設置を原則化し、職場環境を改善

○ 教育訓練の充実

- ・ 富士教育センターをH29年度からリニューアルオープン、教育訓練プログラムの質を充実
- ・ 地域の建設業者等による「職人育成塾」などを支援

※ 施工時期等の平準化は、雇用の安定のほか、賃金、休暇にも資する。

・ 閑散期(4-6月)の仕事増による年収増 ・ 年間を通じて仕事の変動が少なくなることによる雇用の安定化 ・ 繁忙期の仕事減による週休2日の拡大 48

背景(建設業における課題)

社会保険未加入企業が多く存在し、

- いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
- 適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
(※H29.5「建設業社会保険推進連絡協議会」に名称変更)
・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
・二次以下の下請未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
- ・遅くとも平成29年度以降は、
①未加入企業を下請企業に選定しない
②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
・小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し、同年11月1日に施行（平成28年7月28日最終改訂）

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

○現場に入場する作業員の保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続きを適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

施行期日等

平成24年	7月	4日	通知
平成24年11月	1日		施行
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成28年	7月28日		一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
- **特段の理由**とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである
 - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
 - ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
(※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない)

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する**各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化**するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者が疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)の作成

平成27年4月に、「社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)」を作成し、国交省のホームページにて公表(随時更新)。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』本文
『みんなで進める一人親方の保険加入』
などの資料についても、このページに掲載しています。

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

土地・建設産業ページ

社会保険未加入対策ページ

Q&A(よくある質問)

よくある質問

よくある質問	回答・参考資料
[1] 自社の加入すべき保険は何か。	事業所の形態等によって加入すべき保険が異なりますので、次の表でご確認ください。
[2] 保険に入っていけい現場入場できないか。	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では「適切な保険に加入している」としては、元請企業は特段の理由がなければ限り現場入場を認めるとの取扱いとされている。一問一答や、ガイドライン上の適切な保険の一覧表をご覧ください。
[3] 法定福利費やそれを内訳明示した見積書とは何か。	法定福利費とは、社会保険料の事業主負担分です。これを内訳として明示することで、下請企業が法定福利費の内訳を把握し、内訳を内訳書として明示することになります。
[4] 見積書に内訳明示する保険の種類及びその料率は?	基本的に、健康保険(介護保険含む)・厚生年金です。保険料率は都度変更され、所管の官リックしてください。)あわせて、見積書の作成
[5] 自社の加入すべき保険など、社会保険制度についてどこに相談したら良いか。	各都道府県に社会保険労務士による相談窓口があります。
[6] 一人親方の保険加入はどうしたら良いか。	請負として働く場合、個人で国民健康保険と国民年金に加入する必要があります。一人親方として働く場合は、使用されている企業の保険に加入する必要があります。
[7] その他、よくある質問	Q&A(よくある質問)をご覧ください。

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

No	質問内容	回答
1	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用保険(社会保険等)について、企業として未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を第三者に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。社会保険等への未加入は、仮設労働者の急増による労働力不足の懸念を生じ、若年労働者の減少による生産性の低下、そして、若年労働者の減少により、後継者の確保が難しくなることが懸念されています。建設業の持続的発展が図られることとなります。一方、法律を平準しない保険未加入企業が存在することで、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている良質な企業とコスト競争力において競争上不利な状況を生み出しています。こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
2	国土交通省が加入を推進している社会保険とは、	国民健康保険と国民年金(国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険と国民年金がセットで加入することになります)です。建設業では、健康保険(介護保険含む)・厚生年金が加入されています。健康保険は、病気やけがで働けなくなった際に、一定の自己負担分を受け取れるようにするため、健康保険や国民健康保険などがあります。国民健康保険は、年々増加傾向にあり、収入が低く(収入が一定の年齢以上にならなければ)加入期間に応じて毎月年金(国民健康保険)を負担し、一定の自己負担分を受け取れるようになります。厚生年金や国民年金などがあります。国民健康保険は、失業して収入がなくなる(収入が一定)に、生活を安定させて就業活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。国民健康保険は、失業して収入がなくなる(収入が一定)に、生活を安定させて就業活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。国民健康保険は、失業して収入がなくなる(収入が一定)に、生活を安定させて就業活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。

建設キャリアアップシステム

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



- 【事業者情報】**
- ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】**
- ・現場名
 - ・工事の内容 等
- 【技能者情報】**
- ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



③システムによる就業履歴の蓄積

技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格	型枠	2016.06.20
登録基幹技能者	玉掛け	2008.05.21
技能講習	ロープ高所作業	2005.11.09
特別教育		
社会保険加入状況	退職金共済	
建保 <input type="checkbox"/>	協会建保 <input type="checkbox"/>	建退共 <input type="checkbox"/>
年金 <input type="checkbox"/>	厚生年金 <input type="checkbox"/>	
雇用 <input type="checkbox"/>		

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

就業履歴情報のイメージ

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設	××ビル	2019.6	22日
〇〇建設	□□住宅	2019.7	19日
〇〇建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金



Step.1
情報の登録 (技能者の方)



- 技能者
- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
 - 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

- 【技能者登録料】
- インターネット申請 2,500円
 - 郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
 - ※早期割引あり
 - ※60歳以上の方の特例措置あり
 - カードの有効期間：10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)
- 【申請方法】
- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード) を提出できない方は窓口申請のみ
※所属事業者等の代行申請も可

Step.2
カードの取得



Step.4
施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報 (氏名、職種、立場 (職長等)) を登録

- ・回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.5
就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.6
経験の見える化

建設太郎 / 技能者就業履歴

現場名	就業年月	就業日数	立場
〇〇ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	作業責任者
合計		22日	

- 技能や経験の簡易で客観的な蓄積
 - ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
 - ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
 - ・情報は電子的に蓄積
- 建退共証紙の確実な貼付
 - ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に
- 技能や経験の確認や証明の簡易化
 - ・取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
 - ・自身の経歴などを簡易に証明
- 経験や技能に応じた処遇の実現
 - ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け
 - ※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付

Step.1
情報の登録 (事業者の方)



- 事業者
- 下請
- ・商号、所在地
 - ・建設業許可情報
 - ・資本金、業種等
 - ・社会保険加入状況 等
- 事業者
- 元請

- 【事業者登録料・管理者ID利用料】
- 事業者登録料 (5年毎)
 - 資本金に応じて3,000円~120万円
 - ※個人事業主の方は一律3,000円
 - ※一人親方の方は無料
 - ※早期割引あり
 - 管理者ID利用料 (毎年) 1ID:2,400円
 - ※1ヶ月あたり200円。
 - ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料
 - ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料
- 【申請方法】
- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※元請事業者、上位下請事業者等の代行申請も可

Step.3
現場の登録

- 元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録
- ・現場名
 - ・工事内容 等
- 【現場利用料】
- 1就業履歴ごと：3円
 - ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する



現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

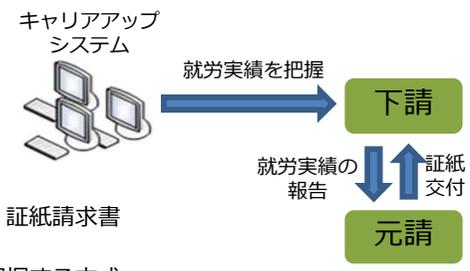
作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
〇〇男	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市
□□次郎	足場とび工	■年■月■日	■■県■■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）



※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定

※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている

平成30 ～31年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
システム	システム開発（就業履歴情報等に関するシステム開発）															
技能者情報 (登録)	7月下旬以降：カード交付開始							技能者情報の登録 変更申請の受付・登録								
事業者情報 (登録)	事業者情報の登録 変更申請の受付・登録															
現場運用 [現場契約情報登録 施工体制登録就 業履歴蓄積]																本運用
活用・普及	説明会の開催、セミナーの開催										限定運用※					
	チラシ・パンフレット・ポスターの作成										利活用の周知・普及					

※限定運用・・・システムを利用できる現場を限定した上で、規模や工種など多様な現場で実施することにより、システムの安心かつ円滑な利用のための検証を行うもの。なお、限定運用を行う現場については、関係団体や事業者と調整して選定。

ご静聴ありがとうございました。